浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可について

2016年3月3日

当社は、原子炉等規制法※1 に基づき、2015 年 12 月 25 日におこなった原子炉施設保安規定(以下、「保安規定」という。)※2 の変更認可申請について、2016 年 3 月 2 日、原子力規制委員会より認可を受けましたので、お知らせします。

今後も保安規定を遵守し、浜岡原子力発電所の適切な運営に努めてまいります。

主な内容

2016年4月1日の本店組織および浜岡原子力発電所組織の一部改定に伴い、保安規定の関連条文を変更しました。なお、本内容は2016年4月1日の組織の一部改定に合わせて施行します。

1 本店組織の一部改定に伴う変更

原子力本部管下に設置する「原子力土建部」に、発電本部管下の「土木建築部」の所掌業務のうち原子力関係業務を移管します。

2 浜岡原子力発電所組織の一部改定に伴う変更

浜岡原子力発電所管下に設置する「土木建築部」に、浜岡原子力発電所管下の「保修部」の所掌業務のうち土木建築関係業務を移管します。

また、その他記載の適正化をおこないました。

◆これまでお知らせした内容

浜岡原子力発電所 原子炉施設保安規定の変更認可申請について

(2015年12月25日お知らせ済み)

- ※1 原子炉等規制法は、正式には「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」といい、核原料物質、核燃料物質および原子炉の利用が平和の目的に限られ、これらによる災害を防止し、公共の安全を図るために必要な規制をおこなう法律です。
- ※2 保安規定は、原子炉等規制法に基づき、発電用原子炉設置者が原子力発電所の安全運転および廃止措置をおこなう上で守るべき事項(保安に関する組織、保安措置等)を定めたもので、原子力規制委員会の認可を受ける規定です。

以上